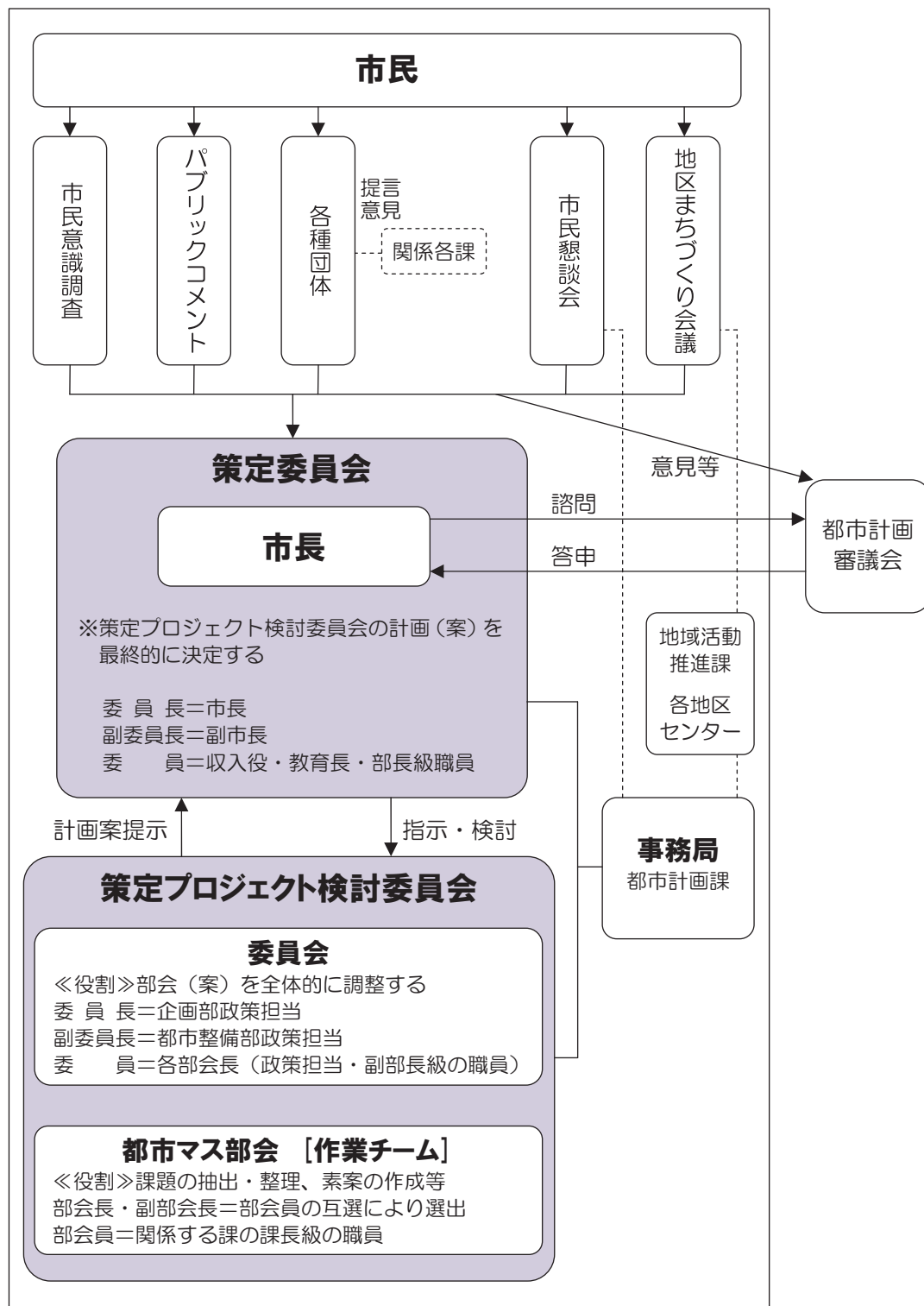


V. 資料編

1. 都市計画マスタープラン改訂組織図



※都市計画マスタープランは、第4次越谷市総合振興計画の策定に併せて、「第4次越谷市総合振興計画・越谷市都市計画マスタープラン策定委員会」(事務局：企画課・都市計画課)にて検討し策定しました。

※収入役は、平成21年度(2009年)をもって廃止されました。

2. 都市計画マスタープラン改訂経過

(1) 市民懇談会

開催日		回数	テーマ
平成 21 年 (2009 年)	7月 4日	第1回	「越谷ってどんなところ？」
	7月 18日	第2回	「健康で生きがいを感じるまちってなんだろう？」
	8月 9日	第3回	「住みやすいまちってどんなところ？」
	8月 23日	第4回	「エコなまち・安全なまち・働きやすいまちで暮らそう！」
	9月 13日	第5回	「越谷市の“学ぶ”を考えよう！」
	10月 3日	第6回	「市とみんなが手を取り合うとどんな事ができるの？」
	10月 17日	第7回	「みんなで考える越谷市の10年後」

(2) 地区まちづくり会議

開催日		回数	内容
平成 21 年 (2009 年)	7月3日 ～8月1日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・地区まちづくり会議の進め方とスケジュールの説明 ・会長・副会長の選出 ・第4次総合振興計画・都市計画マスタープランについて説明 ・市・地区の現状を説明 ・地区の現状と課題について意見交換
	7月29日 ～9月24日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回目の報告 ・地区の現状と課題について意見交換 ・地区の将来像、まちづくりの目標・方向性について意見交換
	8月28日 ～10月15日	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回目の報告 ・地区の将来像、まちづくりの目標・方向性について意見交換 ・市政世論調査の調査結果の説明
	9月25日 ～10月26日	第4回	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回目の報告 ・提言書骨子案の説明
平成 22 年 (2010 年)	4月26日 ～5月29日	第5回	<ul style="list-style-type: none"> ・総合振興計画基本構想（素案）説明 ・都市計画マスタープランの今後の予定
	11月4日 ～11月25日	第6回	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン（素案）説明

※平成 21 年度においては、各地区 4 回を基本として行いましたが、地区ごとに実施回数及び進捗が異なります。

(3) 都市マス部会・策定プロジェクト検討委員会・策定委員会**① 都市マス部会**

開催日		委員会・部会	内容
平成 21 年 (2009 年)	5 月 13 日	第 1 回都市マス部会	・策定基本方針について ・会議スケジュールについて ・骨子の基本構成について ・地区まちづくり会議及び市民懇談会について ・正副部会長の選出について
	11 月 10 日	第 2 回都市マス部会	・越谷市都市計画マスタープランの構成について ・現行計画の施策に係るヒアリング結果について ・都市づくりの潮流について ・都市づくりの課題について
	11 月 24 日	第 3 回都市マス部会	・土地利用構想について
	12 月 21 日	第 4 回都市マス部会	・土地利用方針（案）について
平成 22 年 (2010 年)	1 月 14 日	第 5 回都市マス部会	・土地利用方針（案）について
	1 月 28 日	第 6 回都市マス部会	・土地利用方針（案）について
	2 月 22 日	第 7 回都市マス部会	・都市施設整備の方針（案）について
	3 月 17 日	第 8 回都市マス部会	・都市環境形成の方針（案）について ・都市施設整備の方針（案）について
	4 月 27 日	第 9 回都市マス部会	・全体構想（案）について
	7 月 12 日	第 10 回都市マス部会	・全体構想（案）について ・地区別構想（案）について
	7 月 26 日	第 11 回都市マス部会	・地区別構想（案）について
	8 月 30 日	第 12 回都市マス部会	・都市計画マスタープラン（素案）について ・計画の推進に向けてについて
	10 月 21 日	第 13 回都市マス部会	・都市計画マスタープラン（素案）について
	12 月 22 日	第 14 回都市マス部会	・都市計画マスタープラン（素案）について

② 策定プロジェクト検討委員会

開催日		委員会・部会	内容
平成 22 年 (2010 年)	5 月 20 日	第 6 回策定プロジェクト検討委員会	・都市計画マスタープラン（全体構想）について
	7 月 23 日	第 8 回策定プロジェクト検討委員会	・都市計画マスタープラン（全体構想）について
	10 月 13 日	第 9 回策定プロジェクト検討委員会	・都市計画マスタープラン（素案）について ・計画の推進に向けてについて
	10 月 25 日	第 10 回策定プロジェクト検討委員会	・計画の推進に向けてについて
平成 23 年 (2011 年)	1 月 25 日	第 11 回策定プロジェクト検討委員会	・都市計画マスタープラン（案）について

※策定プロジェクト検討委員会は、総合振興計画と合同で開催しており、都市計画マスタープランの関係のみ記載しています。

③策定委員会

開催日		委員会・部会	内容
平成 22 年 (2010 年)	5月 28 日	第6回策定委員会	・都市計画マスタープラン（全体構想）について
	8月 9 日	第8回策定委員会	・都市計画マスタープラン（全体構想）について
	10月 19 日	第9回策定委員会	・都市計画マスタープラン（素案）について ・計画の推進に向けてについて
	11月 2 日	第10回策定委員会	・計画の推進に向けてについて
平成 23 年 (2011 年)	2月 2 日	第11回策定委員会	・都市計画マスタープラン（案）について

※策定委員会は、総合振興計画と合同で開催しており、都市計画マスタープランの関係のみ記載しています。

(4)越谷市都市計画審議会

開催日		回数	内容
平成 22 年 (2010 年)	9月 28 日	第26回	・都市計画マスタープラン（全体構想）について
	12月 21 日	第27回	・都市計画マスタープラン（地区別構想）について ・計画の推進に向けてについて
平成 23 年 (2011 年)	2月 10 日	第28回	・都市計画マスタープラン（案）について

※越谷市都市計画審議会は、平成 12 年（2000 年）以降、必要に応じて随時開催されており、今回の都市計画マスタープランの改訂に関わる審議は、第 26 回から 28 回となります。

※越谷市都市計画審議会は、「越谷市都市計画審議会条例」に基づき、学識経験者 6 名、市議会議員 6 名、関係行政機関又は県の職員 3 名、市民 3 名で構成されています。

3. 用語の解説

【あ行】

新しい公共（27 頁）

これまで行政が担ってきた「公共」を見直し、地域における市民、NPO、自治会等の地域団体、企業など多様な主体がそれぞれの立場で「公共」を担い、それぞれの地域にふさわしい多様な公共サービスが提供されるような豊かな地域社会づくりの考え方。

アメニティ八景（12 頁）

昭和 57 年（1982 年）に、市内の好ましい環境のうち、今後もその保全を図るシンボルとして市民投票で選定した。

エリアマネジメント（27 頁、28 頁、32 頁、41 頁、95 頁、98 頁、131 頁）

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者などによる主体的な取り組み。（地域防犯活動やまち並みの維持管理、緑化の推進など）

【か行】

景観 20 選（12 頁）

うるおいと魅力ある都市空間の創造を図り、景観への関心を持っていただくために平成 5 年度（1993 年）に越谷らしい美しい景観を写真による一般公募で行い、市民投票で 20 ケ所を選定したものの。

コンパクトシティ

⇒集約型都市構造（コンパクトシティ）を参照

【さ行】

自治力（179 頁）

自治を推進するための力を意味する。「住民自治」（地域の課題は、地域の住民で解決すること）と「団体自治」（地方自治体が、国から独立した団体として地域の事務を行うこと）からなる「自治」を確立し、住みよい自治のまちの実現を目指す。

集約型都市構造(コンパクトシティ)（3 頁、25 頁、28 頁、35 頁、45 頁、54 頁）

中心市街地や駅周辺などの都市機能（居住、公共公益施設、事務所、商業等）の集約を促進する拠点（集約拠点）とその他の地域を結ぶ公共交通を軸としたアクセシビリティ（到達のしやすさ）を確保し、集約拠点について、居住、交流等の各種機能の集積を図る。その他の地域においては、市街地の密度を高めることなく、また、密度が低下し空洞化する市街地については、自然・田園環境の再生にも取り組む。このような都市の姿を集約型都市構造、コンパクトシティなどと呼ぶ。

本市においては、駅を中心に公共施設や商業施設が集積することで、徒歩や公共交通を利用して暮らせるまちを目指す。

人口集中地区(DID 地区)（29 頁、43 頁、53 頁、72 頁、73 頁、111 頁、114 頁、115 頁、132 頁、140 頁）

英語による“Densely Inhabited District”を略して「DID」とも呼ばれる。原則として人口密度が 1 km² 当たり 4,000 人以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に 5,000 人以上を有する地域を「人口集中地区」としている。

【た行】

耐震性飲料用貯水槽（24 頁、57 頁、58 頁、129 頁、132 頁、133 頁、134 頁）

水道管に接続され通常は水が循環し、災害時には遮断され飲料水が確保される。

耐震性防火用貯水槽（24 頁、57 頁、58 頁）

震災対策用の防火貯水槽であり、素材には耐震性の高い鋼板やプレストレストコンクリート（PC）などが使用されており、越谷市ではPCを使用している。

多核型ネットワーク都市構造（35 頁、45 頁）

既存のもの、新たにつくっているものを含めて、多くの生活の核となる場所があり、こうした拠点の機能維持、強化を図るとともに、これらを道路や河川等で結びつけ、移動するうえで快適な空間を創り上げていく考え方を名づけたもの。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（3 頁）

都市計画法第6条の2に基づき定めるもので、区域区分、地域地区、都市施設等の都市計画の基本となり、都市の発展の動向、人口や産業の見通しなどを勘案して、長期的視点に立った都市の将来像を明確にしたものである。都市計画区域マスタープランともいう。

都市計画法（3 頁、4 頁）

都市計画の内容及びその決定手続き・規制などに関して規定した法律。昭和43年（1968年）制定。

都市排熱（26 頁、55 頁、123 頁、164 頁、174 頁）

都市活動に伴う発電、焼却、空調等から発生する熱のこと。ごみ焼却熱、下水保有熱、地下鉄排熱など。

都市防災河川等整備事業（24 頁、57 頁、99 頁、100 頁）

越谷市都市防災河川等整備構想に基づき、雨水幹線等を利用し、災害時の緊急用水としての活用が図れるよう施設整備を行う事業。

中心市街地活性化法（3 頁）

郊外の大規模店舗の増加に対して寂れる駅前商店街など、街の中心部の空洞化が進むのを防ぎ、まちづくりを支援するための法律。

【な行】

中川・綾瀬川総合治水対策計画（23 頁）

中川・綾瀬川流域は、埼玉県南部・東京都3区及び茨城県の一部を含む面積約1000km²の低平な地域である。中川・綾瀬川流域では毎年各地で浸水被害が発生しており、また流域が家屋密集地帯であることから、河川の拡幅等による大幅な河川改修は困難な状況となっている。そのため従来からの河川整備を実施するとともに、宅地開発に伴う雨水流出抑制施設の設置や、埋め立て、盛土等に関する指導、さらに雨水排水の排水計画等を併せて行う総合的な治水対策を進めている。現在中川・綾瀬川流域では、10年に1回程度発生する降雨を対象に治水に係わる様々な施策を推進している。

【は行】

バリアフリー（32 頁、45 頁、49 頁、95 頁、98 頁、121 頁、124 頁、126 頁、148 頁、164 頁）

障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア；Barrier）となるものを除去（フリー；Free）すること。建物や道路の段差など生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会参加を困難にしている制度や意識、情報の活用などにおける障壁の除去も必要であるとされている。

【や行】

ユニバーサルデザイン（26 頁、32 頁、45 頁、49 頁）

障がい者や高齢者だけでなく、妊婦、子ども連れ、荷物を多く抱えて歩く人など、あらゆる年齢、性別の人が、能力の違いに関係なく利用しやすいよう配慮された製品や環境のデザインのこと。

【ら行】**リブコムアワード（55 頁）**

リブコムアワードは、「環境に配慮した住みよいまちづくり国際賞」として、優れた実績をあげた自治体などに与えられる唯一の国際的表彰制度。越谷レイクタウン地区は、リブコムアワード2009において、プロジェクト賞の金賞を受賞。

緑被率(自然被覆地率)（26 頁）

樹林地、草地、田、畑などの緑化する土地の緑被地の占める割合。環境庁による「緑の国勢調査」で資料化され、環境計画を立てるうえで重要な指標となっている。

越谷市都市計画マスタープラン

発行：平成 23 年（2011 年）3 月

埼玉県越谷市

〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目 2 番 1 号

☎048-963-9221

編集：越谷市都市整備部都市計画課

越谷市都市計画マスタープラン



City Planning Master Plan of Koshigaya



平成23年3月 越谷市